

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことからそれらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）に関する規定が整備され、対象火気省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布されたことに伴い、町火災予防条例に規定される対象火気設備等の、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）を改めるものです。

したがって愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。